

新 育 第 5 8 8 号
令 和 5 年 7 月 1 2 日

各法人代表者 様
各施設長 様

新潟市こども未来部保育課長
(担当グループ：管理担当)

私立保育所等整備費補助金の交付を希望する
施設整備計画について（募集・照会）

標記につきまして、募集及び照会いたしますので、該当がある場合は各様式及び添付書類の提出をお願いいたします。

記

- 1 募集事項 令和6年度に着工予定で、私立保育所等整備費補助金の交付を希望する教育・保育施設の整備計画
- 2 照会事項 令和7年度又は令和8年度に着工予定で、私立保育所等整備費補助金の交付を希望する教育・保育施設の整備計画
※照会事項は、今後の整備計画の動向を調査するものであり、予算に反映するものではありません。
- 3 回答方法等 別紙「令和6～8年度私立保育所等整備費補助金交付希望募集及び照会の概要」をご参照ください。
- 4 そ の 他 近年の少子化等の状況を踏まえ、整備計画のうち、創設については、地域ごとの需給バランスを十分に確認しながら、これまで以上に慎重に選定審査を行う予定です。
交付希望のあった法人名や整備予定区、予定定員数、件数、補助金採択件数等の情報は公表する場合があります。

【問い合わせ】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1
新潟市こども未来部保育課 管理担当
電 話 025-226-1217（直通）
メー ル hoiku@city.niigata.lg.jp

令和6～8年度私立保育所等整備費補助金交付希望募集及び照会の概要

私立保育所等整備費補助金は、交付の希望があったものから、市が整備の必要性和計画の確実性を認めるものを選定し、交付対象とします。交付対象の選定にあたっては、次のとおり必須条件と優先条件を設定します。なお、当該補助金は予算の議決を要するほか、国や県の交付金を財源とするため、下記の条件に合致する計画についても、補助金の交付が確約されるものではありません。

1 用語の定義

用語	定義
保育所等	保育所、認定こども園における保育を実施する部分、保育所分園、認定こども園分園における保育を実施する部分の総称
創設	新たに保育所等を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の躯体をいじる改築整備（一部の改築を含む）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の躯体をいじる改築整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じ、施設の躯体をいじらずに内部改修する整備、一部改修等を行うこと。

※施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

2 共通の必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）

保育所等の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等にかかる建設工事で、次のア～エのすべてに該当する場合に交付対象とします。

ア．社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（国の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱で定められたもの）が設置主体であること。

イ．認可・確認にかかる設備運営基準等を満たす計画であること。

- ウ. 建設工事について、施設の設置主体が、保育所等を利用する児童の保護者や近隣住民（自治会等）に対し事前に十分な説明を行い、計画に係る要望などに誠実に対応しつつ、合意形成を図れるもの。
- エ. 建築基準法、都市計画法、風営法等の関係法令を確認の上、児童福祉施設として適法な立地に建築または改修されるもの。

3 整備区分ごとの条件等（令和6年度着工の場合）

（1）創設

- ア. 必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）
 - ・上記「2 共通の必須条件」を満たすもの
 - ・市立保育園配置計画に寄与するもの
 - ・令和6年度内に着工し、令和7年3月31日または令和8年3月31日までに事業のすべてを完了するもの
 - ・教育（1号）定員が0～数人程度のもの
- ※認定こども園の創設については、教育（1号）定員が全市的に過剰供給状態にあることから、1号定員数を必要最低限の設定としてください。
- イ. 優先条件（アを満たし、かつ該当する場合に選定上優先される条件）
 - ・市立保育園配置計画への寄与度がより高いもの
 - ・保育ニーズが高い地域に整備するもの
 - ・土地と建物を自己所有する（見込みである）もの
 - ・休日保育を実施するもの
 - ・その他、整備する必要性が高いもの
- ※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。
- ウ. 補助対象経費
 - ・外構、園庭、遊具を除く建築工事費又は工事請負費、工事事務費
 - ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
 - ・開設準備に要する費用（固定しない厨房機器、備品類等）
 - ・新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
 - ・防犯を目的とした門扉やフェンスの設置費
- ※国または県の交付金内示後（着工年度の4月1日以降）に着手（契約）したもののみが補助対象となります。
- ※設置主体に対し、対象経費の実支出予定額の**最大**3／4を補助します。

（2）増築、増改築、改築

- ア. 必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）

- ・上記「2 共通の必須条件」を満たすもの
- ・令和6年度内に着工し、令和7年3月31日または令和8年3月31日までに事業のすべてを完了するもの
- ・教育（1号）定員が0～数人程度のもの

※認定こども園に移行する場合は、教育（1号）定員が全市的に過剰供給状態にあることから、1号定員数を必要最低限の設定としてください。

イ. 優先条件（アを満たし、かつ該当する場合に選定上優先される条件）

- ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの
- ・既存園舎整備の緊急性が高いもの
- ・市立保育園配置計画に寄与するもの
- ・低年齢児（0～2歳）の定員を拡大するもの
- ・土地と建物を自己所有する（見込みである）もの
- ・休日保育を実施するもの
- ・その他、整備する必要性が高いもの

※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。

ウ. 補助対象経費

- ・外構、園庭、遊具を除く建築工事費又は工事請負費、工事事務費
- ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
- ・開設準備に要する費用（固定しない厨房機器、備品類等 増員分のみ）
- ・新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
- ・解体撤去に必要な工事費又は工事請負費
- ・仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
- ・防犯を目的とした門扉やフェンスの設置費

※国または県の交付金内示後（着工年度の4月1日以降）に着手（契約）したもののみが補助対象となります。

※設置主体に対し、対象経費の実支出予定額の**最大**3／4を補助します。

（3）大規模修繕等

ア. 必須条件（満たさなければ交付対象にならない条件）

- ・上記「2 共通の必須条件」を満たすもの
- ・民間工事請負業者3社から見積書を徴取し、最も低い価格が500万円以上のもの。ただし、冷暖房設備の場合は300万円以上のもの。
- ・令和6年度内に着工し、令和7年3月31日までに事業のすべてを完了するもの

イ. 優先条件（アを満たし、かつ該当する場合に選定上優先される条件）

- ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの
- ・園舎修繕の緊急性が高いもの
- ・市立保育園配置計画に寄与するもの
- ・その他、整備する必要性が高いもの

※各条件の詳細は、別表「必須条件および優先条件の一覧」をご覧ください。

ウ. 補助対象経費

- ・施設の一部改修等にかかる建築工事費又は工事請負費、工事事務費
- ・実施設計に要する費用（基本設計費は補助対象外）
- ・仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

※国または県の交付金内示後（着工年度の4月1日以降）に着手（契約）したもののみが補助対象となります。

※設置主体に対し、対象経費の実支出予定額の**最大**3／4を補助します。
ただし、予算措置の状況により交付額に上限を設けることがあります。

4 提出書類について

○令和6年度に着工予定の整備計画（2か年整備を含む）

- A 様式1「令和6年度着工分 施設整備計画書」
- B 様式1添付書類 各種図面（配置図、平面図等）
- C 様式1添付書類 建設予定地及びその周辺状況が確認できる地図^{※1}
- D 様式1添付書類 保護者の送迎ルートの計画が確認できる資料^{※1}
- E 様式1添付書類 地権者との交渉状況がわかる書類^{※1※2}
- F 様式1添付書類 耐震診断結果の写し等^{※3}
- G 様式1添付書類 園舎や修繕希望箇所の現状がわかる写真等資料^{※3}
- H 様式1添付書類 見積書と積算の内訳がわかる資料^{※4}
- I 様式1添付書類 法人の財政状況がわかる資料^{※1※5}**

※1 大規模修繕等は提出不要

※2 提出が困難な事情がある場合は提出不要

※3 創設は提出不要。また、未実施の場合は提出不要

※4 大規模修繕等は、民間工事請負業者3社から徴取し提出

※5 前年度の決算報告書など、現在の財政状況がわかるもの

○令和7年度又は令和8年度に着工予定の整備計画

- J 様式2「令和7～8年度着工分 施設整備意向調査票」
 - C 様式2添付書類 建設予定地及びその周辺状況が確認できる地図等[※]
- ※地権者との交渉状況等の都合で未取得の場合は提出不要

令和7年度又は令和8年度に着工予定の計画については、希望を把握す

る目的で調査しますが、提出内容を予算に反映するものではありません。

来年度以降の募集の際に、改めて当該年度の交付条件等をご確認の上、必要書類等をご提出いただく必要があります。

<参考> 提出書類の対応表

提出書類 整備種別（年度）	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	備考
創設 (R6、R6~R7)	○	○	○	○	△			○	○		
増築・増改築・改築 (R6、R6~R7)	○	○	○	○	△	△	○	○	○		
大規模修繕等 (R6)	○	○				△	○	○			Hは3社分
創設 (R7、R8)			●							●	
増築・増改築・改築 (R7、R8)			●							●	
大規模修繕等 (R7、R8)										●	

【凡例】 ○：提出が必要 △：該当する場合のみ提出が必要

●：可能であれば提出（未提出でも影響はない）

5 提出期限について

令和5年8月10日（木）まで ※郵送の場合、必着

期限までに提出ができない書類がある場合は、下記担当までご相談ください。

6 提出・問い合わせ先について

下記担当まで、紙（郵送可）または電子メール添付にてご提出ください。

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所 こども未来部 保育課 管理担当

電話 025-226-1217

メール hoiku@city.niigata.lg.jp

7 その他留意事項

○整備計画内容の調整について

創設や増改築等の教育・保育需給に関わる整備計画は、市立保育園配置計画等との整合性を踏まえて計画内容を調整する必要があるため、計画書等の提出があった後、定員の変更等について市からご連絡を差し上げることがありますので、ご承知おきください。

○補助金を受けて施設を修繕した場合の減価償却費加算について

施設型給付における減価償却費加算は、補助金を受けて施設修繕を行った場合は加算対象外となりますので、お含みおきの上でご計画ください。

○認定こども園の創設及び既存施設からの移行を希望する場合の教育（1号）定員について

現在、教育（1号）定員が全市的に過剰供給状態にあるため、定員数は最低限の設定でご計画をお願いいたします。

○整備予定地の都市計画区域区分について

市街化調整区域等である土地は、開発許可が必要となる場合がありますので、計画段階で整備する施設が所在する区の建設課へ事前に必ず確認してください。

○整備予定地周辺の環境等への配慮について

整備予定地の周辺の道路環境について、園児の送迎などを安全に行うことができる環境であるかを検討し、保護者の車による送迎ルートをあらかじめ計画してください。送迎等のために路上駐車等が発生しないよう、敷地内に十分な広さの駐車場や送迎用スペース等を計画してください。

また、建設工事に伴う騒音、粉塵等の飛散や、開園後の園運営に伴う騒音、アスベスト処理等について、適切に対策を講じ、必要に応じて自治会・町内会や近隣住民の方へ十分な説明を行ってください。

上記について適切に計画されていない場合には、優先条件等の充足状況に関わらず、補助金の交付対象候補としない場合があります。

○整備予定地周辺の保育需給等の調査について

近年の少子化等の状況を踏まえ、整備計画のうち、創設については、地域ごとの需給バランスを十分に検討しながら、これまで以上に慎重に選定審査を行う予定です。

○建設予定地の地権者との交渉状況について

施設整備計画書の提出時点で建設予定地を未取得・未賃借である場合には、地権者との交渉状況について、様式1に記載してください。覚書等が添付できる場合には、可能な範囲で写し等を添付してください。

○保育士確保の見込みについて

事業計画の確実性を確認するため、保育士確保の具体案を確認できる資料の提出を、別途求める場合がございます。

○特別保育等を新規に始める場合の協議について

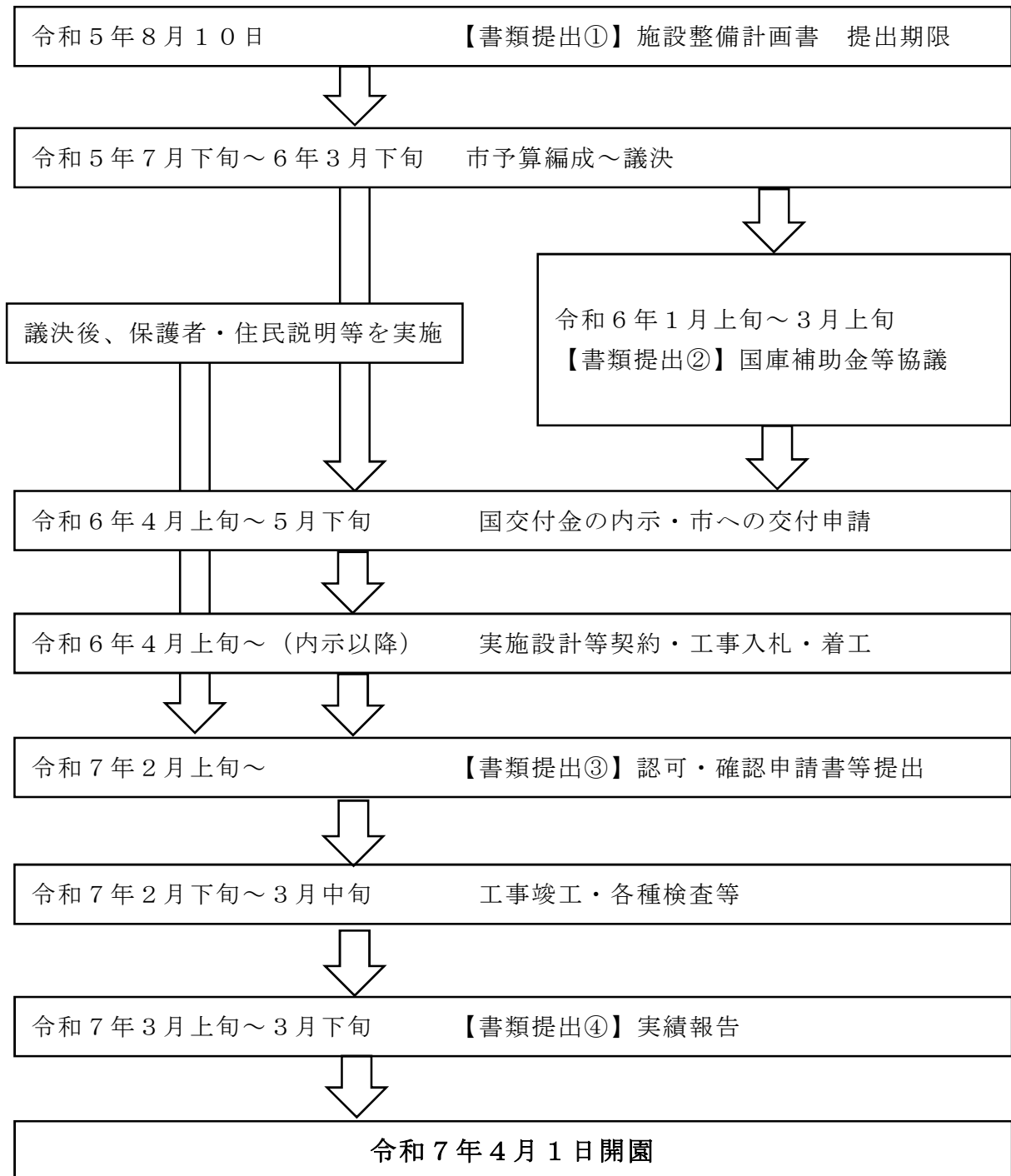
休日保育、一時預かり（拠点園）を新たに開始する場合は、市との事前協議が必要です。調査票等で実施の意向が確認できた施設には、後日、各担当者からヒアリング等をさせていただくことがありますので、ご承知おきください。

なお、一時預かり（緊急）、延長保育、障がい児保育は実施が必須ですので、事前協議等は不要です。

○市立保育園配置計画について

市立保育園配置計画の詳細は、新潟市ホームページ等より「第2次新潟市立保育園配置計画」をご確認ください。

<参考>令和6年度着工の保育所等創設スケジュールの例（単年度整備）



※補助金の内示等の時期は国のスケジュール等により変更となる場合があります。また、市立保育園配置計画に関わる整備計画や、2か年度で実施する計画は、上記とは異なる場合があります。

＜別表＞必須条件および優先条件の一覧

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
創設	保育所、認定こども園における保育を実施する部分、保育所分園、認定こども園分園における保育を実施する部分	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 共通の必須条件」を満たすもの ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・令和6年度内に着工し、令和7年3月31日または令和8年3月31日までに事業のすべてを完了するもの ・教育(1号)定員が0～数人程度のもの <p>【優先条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育園配置計画への寄与度がより高いもの ・保育ニーズが高い地域に整備するもの ・土地と建物を自己所有する(見込みである)もの ・休日保育を実施するもの ・その他、整備する必要性が高いもの 	<p>市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与する整備計画に対して補助をします。</p> <p>教育(1号)定員が全市的に過剰供給状態にあるため、定員数は最低限とします。</p> <p>統廃合が検討されている老朽化した市立保育園等との地理的距離や保育定員数等を総合的に考慮し、より寄与度が高いと認められる計画を優先します。</p> <p>整備予定地域で高い保育ニーズが認められる場合に優先します。</p> <p>事業の継続性を担保するため、設置主体が土地を自己所有する計画を優先します。</p> <p>創設する施設で、開園後に休日保育を実施する場合に優先します。</p> <p>上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。</p>

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
増築 増改築 改築	保育所、認定 こども園にお ける保育を実 施する部分、 保育所分園、 認定こども園 分園における 保育を実施す る部分	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 共通の必須条件」を満たすもの ・令和6年度内に着工し、令和7年3月31日または令和8年3月31日までに事業のすべてを完了するもの ・教育(1号)定員が0～数人程度のもの ※認定こども園に移行する場合のみ <p>【優先条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの ・既存園舎整備の緊急性が高いもの ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・低年齢児(0～2歳)の定員を拡大するもの ・土地を自己所有する(見込みである)もの ・休日保育を実施するもの ・その他、整備する必要性が高いもの 	<p>教育(1号)定員が全市的に過剰供給状態にあるため、定員数は最低限とします。</p> <p>整備エリアで保育の受け皿を確保するために必須と認められる整備を優先します。</p> <p>既存園舎の築年数や耐震強度等、園舎整備の緊急性が高い事由が認められる場合に優先します。</p> <p>市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与するものを優先します。</p> <p>保育のニーズが高い0～2歳児の保育定員を拡大する整備計画を優先します。</p> <p>事業の継続性を担保するため、設置法人等が土地を自己所有する計画を優先します。</p> <p>増築、改築、増改築する施設で、整備後に新規に、または引き続き休日保育を実施する場合に優先します。</p> <p>上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。</p>

整備種別	施設種別	条件	条件詳細
大規模 修繕等	保育所、認定 こども園にお ける保育を実 施する部分、 保育所分園、 認定こども園 分園における 保育を実施す る部分	<p>【必須条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 共通の必須条件」を満たすもの ・民間工事請負業者3社から見積書を徴取し、最も低い価格が500万円以上のもの。ただし、冷暖房設備の場合は300万円以上のもの。 ・令和6年度内に着工し、令和7年3月31日までに事業のすべてを完了するもの <p>【優先条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備予定エリアにおける保育定員確保のため重要と判断されるもの ・園舎修繕の緊急性が高いもの ・市立保育園配置計画に寄与するもの ・その他、整備する必要性が高いもの 	<p>工事実施にあたって入札等を実施し、実際の契約額が左記の金額を下回った場合は補助対象外となります。</p> <p>整備エリアで保育の受け皿を確保するために重要と認められる整備を優先します。</p> <p>児童の安全に関わるもの等、園舎整備の緊急性が高い事由が認められる場合に優先します。</p> <p>市立保育園配置計画の方針に合致し、老朽化した市立保育園等の統廃合等に寄与するものを優先します。</p> <p>上記のほかに、整備する必要性が高い事由が認められる場合に優先します。</p>